



「活きていることわざ」

船橋市議会議員

神田 廣栄 (かんだひろえい) 市議会報告

【事務所】船橋市前原西8-24-8 ☎490-3333 FAX 465-7117

Eメール hiroei@muc.biglobe.ne.jp

ホームページ <http://www.hiroei.jp>

馬脚(ばきやく)を露(あらわ)す・枕を高くして寝る

【馬脚を露す】◇隠していたことが明らかになること。ごまかしていたことがばれること。

・芝居で、馬の脚をしていた人が姿を客に見せてしまうこと。

【枕を高くして寝る】◇なんの心配ごともなく安心して眠ること。

第3回定例会が9月27日に閉会しました。私は今議会、通常の委員会の他に、議案質疑、一般質問、予算特別委員会で質疑を行い、さらに最終日に市長から報告があった「専決処分」に対する質問を行いました。

今号は「専決処分」に関するご報告をいたします。

あまり聞き馴れない「専決処分」とは、地方自治法第180条に「普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。専決処分したときは、これを議会に報告しなければならない」と規定しています。

一般的には、開催される議会と議会の間、市長の権限において、軽微な支出を認めて、その後に開催される議会に報告をすることになっています。船橋市では1件あたり100万円以下のもの、としていますが、交通事故に関しては、自動車損害賠償保障法の規定の適用を受ける金額を加えた額、となっています。

私が質問したのは、平成25年5月31日に1,075,340円を損害賠償額として和解した専決処分事項です。

この事故は、平成25年1月9日午後4時ころ、JR津田沼駅北側の飲食店が多い繁華街の路上で発生しました。患者を乗せた市の救急車が、赤色灯を点けサイレンを鳴らして、時速約10キロで走行中に、道路を向かい側から歩いてきた若い男性に、左ドアミラーが接触し、その男性が左肩などに打撲症を負ったものです。



この男性は、もう一人の人と横になって歩いていました。通常、救急



車がサイレンを鳴らして走行してきたら、救急車に道を譲るために一列になり、道路の端に避けるものです。この二人は避けるどころか並んでそのまま歩いてきて、一人がドアミラーに接触しました。

ドアミラーは接触した際に、内側に折れて男性の衝撃を吸収しています。この男性は、治療期間が104日という整骨院の診断書を提出し、保険会社が示談交渉をして前述の金額で和解したものです。



ちなみに、救急車は修理を要する傷などはなかったとのこと。また、損害賠償額の内訳として、整骨院への支払いが562,660円、慰謝料が436,800円、交通費75,880円でした。

この事故の過失割合は、市側が100、男性が0でした。歩行者と自転車なら自転車、自転車とバイクならバイク、バイクと車なら車。と事故の状況とは関係なく大きなものが悪いことになるのが常です。大きなものには、大体、前方不注意というものがつき過失割合が大きくなります。こんな理不尽な思いをした方は多いのではないのでしょうか。悪事はいつか『馬脚を露す』ものです。

ここで「なぞなぞ」です。「赤い車にあって、白い車に無いものはなんでしょうか」 — 答えは、歩行者の「優先通行権」です —

消防法第26条に「消防車が火災の現場に赴くときは、車馬及び歩行者は、これに道路を譲らなければならない。消防車の通行を故意に妨害した者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金を処す」となっています。



道路交通法には、消防自動車と救急自動車には「優先通行権」がありました。「車」に対してのもので、歩行者とは明記していません。

つまり歩行者に対する「優先通行権」は、赤い消防車にあります。白い救急車にはないことが分かりました。しかし、道路交通法の説明書では「歩行者は歩道などか路端を通行すること、車道での立ち話などが禁止されていることなどから、明記していないのでは」と書いています。

つまり、歩行者は道路交通法で歩行方法を義務化しているので、「通行優先権」を明記しなくても、当然に道を譲る義務がある、ということらしいのです。やはり明文化しないと分かりません。

私は質問の最後に、事故原因に疑問や不審がある場合は、事故を起こした職員が『枕を高くして寝る』ことができるように、あまりにも早く「専決処分」しないで、議会に提案し、議会が徹底的に審議し、納得できる結論を導き出すようにすべきではないか、と要望しました。

